

別記様式第1号(第四関係)

か た か い
片貝地区活性化計画

と や ま け ん う お づ し
富山県魚津市

平成31年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 **片貝地区活性化計画**

都道府県名 **富山県**

市町村名 **魚津市**

地区名(※1)

片貝地区

計画期間(※2)

平成31年度～平成34年度

目 標 : (※3)

少子高齢化の進む中山間地域である片貝地区のコミュニティの核として、廃校となった旧片貝小学校を利活用し、豊かな自然を宿泊体験することのできる施設として必要な改修整備を行い、平成32年から平成34年の3年間で県内外から交流人口1,010人以上、宿泊者数675人以上の増加を目指し、都市住民との交流を図ることで地域の活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

古くから農林業を主な産業としてきた片貝地区では、水稻を中心に自然薯等の地域特産物の生産振興が行われ、林産物の産地でもある。毛勝三山に抱かれた地で地域の大半が山地となっており、巨石を包み込む樹齢1千年ほどの洞杉群や高さ25メートル3段に流れ落ちる滝など、雄大な自然の宝庫である。また、地域を流れる片貝川は日本屈指の急流河川で、その上流には大蛇が大洪水を起こしたという言い伝えを持つ蛇石が祀られ、神秘的なパワーを感じることができる地域である。

近年、急速に過疎化が進行し、平成30年12月1日現在で人口1,071人、世帯数406世帯と高齢者比率が非常に高く、主要産業である農林業の衰退が著しい状況となっている。また、第一次産業の衰退だけでなく、中山間地域独特の山村文化や伝統が消滅の危険にさらされている。そこで、片貝地区では、地域の魅力向上と移住者の増加を図るため、「片貝来られプロジェクト委員会」を平成28年に設置し、様々な地域活性化事業に取り組んでいる。

現状と課題

平成28年4月に廃校となった旧片貝小学校には、現在、片貝公民館と片貝保育園が施設の一部を使用している。保育園があることから当該施設は特定建築物と認定され、施設全体を建築基準法やバリアフリー法に決められた排煙窓の設置等の改修整備事業を行い、片貝来られプロジェクト委員会の活動拠点として利活用していくことを検討している。

海拔0mから標高2,400m以上の山岳地帯までが、奥行きわずか25kmほどに収まる世界的にも稀な急峻地形である本市では、山と海をつなぐ豊かな水の特性を「魚津の水循環」として、関わるもの全てを次世代へ引き継ぐ貴重な資源として登録している。そんな中、魚津港周辺では、魚津漁協協同組合が中心となり、漁村や漁業を守るための新たな活動として体験漁村や滞在型漁村といった「農泊」の取り組みを始めている。魚津港から片貝地区まで車で約20分で行き来可能な立地条件を活かし、漁協が進める農泊体験者として訪れる市内外からの来訪者に対し、片貝地区としても相互連携を図り、幅広く魚津の魅力を伝えることが望まれている。

今後の展開方向等(※4)

廃校となった旧片貝小学校を豊かな山の自然や山村文化等の体験や宿泊を行うことができる施設として必要な整備を行い、新たな交流人口増加の機会を創り出し、地域の活性化を図る。また、漁協が実施している漁村を中心とした農泊事業と連携することで、海と山の双方の魅力を最大限に発信できるよう取り組み、地域間における住民の絆と自立を推進していく。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
魚津市	片貝地区	地域資源活用総合交流促進施設整備事業 (廃校・廃屋等改修交流施設)	魚津市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
魚津市	片貝地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	魚津市	有	
魚津市	魚津市	農泊推進事業	魚津漁業協同組合	無	
魚津市	魚津市	人材活用事業	魚津漁業協同組合	無	
魚津市	魚津市	施設整備事業	魚津漁業協同組合	無	
魚津市	片貝地区	移住者受入モデル地域育成支援事業(民泊)	片貝来られプロジェクト委員会	無	H28～H32
魚津市	片貝地区	移住者受入モデル地域トータルサポート事業(民泊)	片貝来られプロジェクト委員会	無	H30～H32

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

片貝地区(富山県魚津市)	区域面積(※2)	10,586ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 2015年農林業センサスの結果によると、魚津市の総面積20,061haの約1/2を占める片貝地区であるが、その73.5%が林野面積となっている。林業経営者も市内の8割が片貝地区であり、古くから林産物の産地として栄えていた。また、水稻を中心に自然薯等の地域特産物の生産が行われているが、60代以上の高齢者が中心となった農家で6割が農業後継者がいない状況となっている。		
②法第3条第2号関係: 平成28年12月に県の移住者受入モデル地域(空き家活用等定住・半定住受入支援事業)に片貝地区が県内6番目の地区として認定を受け、地域振興会が中心となり、「片貝来られプロジェクト」を立ち上げ、県内外から移住・定住及び地域間交流の促進を図るため活動している。		
③法第3条第3号関係: 片貝地区は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、県内外の区域外から、交流人口の増加を図ることから地域の活性化を目指すものである。
具体的方策としては、廃校となった旧片貝小学校を改修整備し、平成32～34年度の3箇年にかけて①1,010人の交流人口の増加②675人の滞在者数及び宿泊者数の増加を目標とする。
なお、これらの事後評価の検証・実施に当たっては平成35年に「魚津市地域協働課」が実施する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

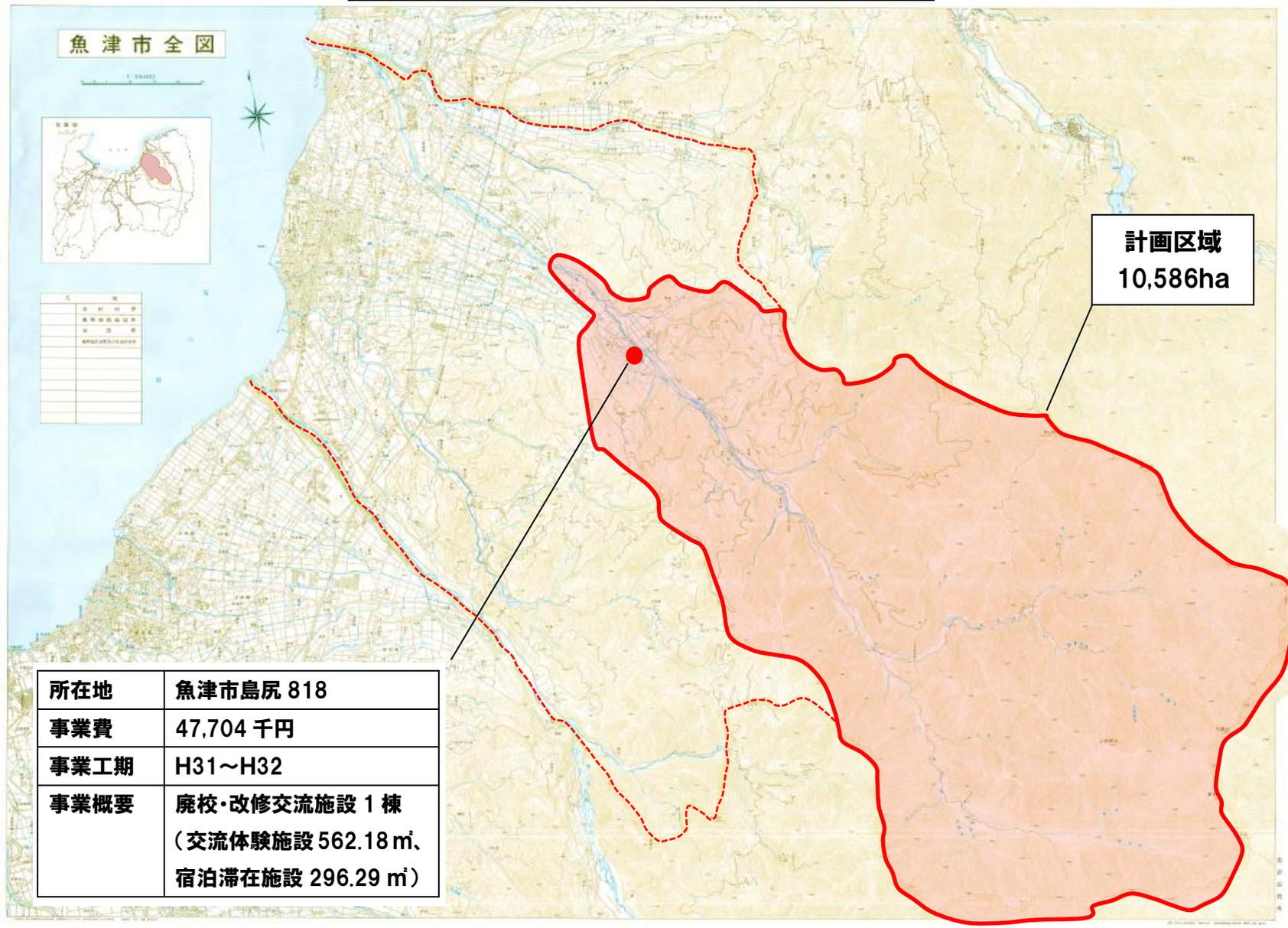
その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。

平成 31 年度 農山漁村振興交付金 片貝地区
活性化計画区域図(計画期間:H31~H32)



I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
交流人口の増加	少子高齢化の進む中山間地域である片貝地区のコミュニティの核として、廃校となった旧片貝小学校を利活用し、豊かな自然を宿泊体験することのできる施設として必要な改修整備を行い、県内外からの交流人口増加の機会を創り出し、地域の活性化を図る。

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																				
交流人口の増加	336.7人	計画区域における交流人口の増加数(人) = ((目標値)入込客数1,080人(H32~H34計) - (現状値)現在の入込客数70人(H28~H30計)) ÷ 3年																				
第1評価指標の設定根拠 施設完成は平成31年度であるため、平成32年度から事業効果が表れるものとする。数値目標は、当該施設の交流人口を3年間で1,010人(H32年:260人、H33年360人、H34年460人)とする。 ○H32年度の年間入込客数 ①農林業及び地域資源体験 30名、②主催事業(交流イベント等)の実施 148名、③研修会等利用 70名、④宿泊施設 12名、合計260名 ○H33年~H34年以降の年間入込客数 当該施設を拠点として区域内の地域資源との有機的な連携により、前年の5%増(④宿泊施設については第3評価指標参照)の交流人口の増加を見込む。																						
<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>現状値 (計画期間前)</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>目標値 【計画期間内】</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>260</td> <td>360</td> <td>460</td> <td>1,080</td> </tr> </tbody> </table>			現状値 (計画期間前)	H28	H29	H30	合計		0	0	70	70	目標値 【計画期間内】	H32	H33	H34	合計		260	360	460	1,080
現状値 (計画期間前)	H28	H29	H30	合計																		
	0	0	70	70																		
目標値 【計画期間内】	H32	H33	H34	合計																		
	260	360	460	1,080																		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																				
第2評価指標の設定根拠																						
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法																				
滞在者数及び宿泊者数の増加	216人	計画区域における宿泊者数の増加数(人) = (宿泊者数675人(H32~H34計) - 現在の宿泊者数27人(H28~H30計)) ÷ 3年																				

第3評価指標の設定根拠

計画区域の片貝地区には宿泊施設がなく、交流施設に40人までの集団宿泊施設を整備することから宿泊者数を評価指標とした。宿泊者数の目標値は、H32年:60人、H33年:185人、H34年:430人とする。H32の目標値が低いのは、宿泊誘致に力を入れ、本格的な稼働はH33からとしたため。

現状値	H28	H29	H30	合計	目標値	H32	H33	H34	合計
(計画期間前)	0	0	27	27	【計画期間内】	60	185	430	675

【記入要領】

全般

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

事業活用活性化計画目標

・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

評価指標

・評価指標の記載に当たっては実施要領及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)を活用するに当たっては、実施要領に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標(必須)及び第2評価指標(任意)について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	<p>雇用者数(新規就農者等を含む)の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>新規常時雇用者数(人) =(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)【目標値】-既存施設等の常時雇用者数(人)【現状値】)</p>
2	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) =(地域産の農林水産物の販売額(千円)【目標値】-地域産の農林水産物の販売額(千円)【現状値】)</p>
3	<p>定住人口の維持・増加</p> <p>○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転入人数の増加数=(転入人数(人)【目標値】-転入人数(人)【現状値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転出人数の減少数=(転出人数(人)【現状値】-転出人数(人)【目標値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転入人数の減少の抑制数=(転入人数(人)【目標値】-転入人数(人)【予測値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)=転出人数の増加の抑制数=(転出人数(人)【予測値】-転出人数(人)【目標値】)</p>
4	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人) =(滞在者数及び宿泊者数(人)【目標値】-既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)【現状値】)</p>
5	<p>交流人口の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加数(人)=(計画区域外からの入込客数(人)【目標値】-計画区域外からの入込客数(人)【現状値】)</p>

注1: 目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

注2: 現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。
 (例:活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25=50、H26=100、H27=150を平均し100とする)

注3: 予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。

注4: 評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。

※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※小数第1位まで求めること(※小数第2位以下を四捨五入)。

(算出例①) 年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合:(5人+4人+4人)×12ヶ月÷12ヶ月÷3年=4.33≒4.3

(算出例②) 1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合:

(3人+5人+5人)×5ヶ月÷12ヶ月÷3年=1.81≒1.8人

注5: 評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注6: 評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住(都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有すること)をする者を含むものとする。

注7: 評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注8: 評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、すべてを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標(必須)について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

指標設定の例1 事業活用活性化計画目標:子ども農山漁村の交流 第3評価指標:小学生の自然体験教室開催〇回

指標設定の例2 事業活用活性化計画目標:農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標:新商品開発〇件

Ⅲ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
廃校・廃屋等改修 交流施設	片貝地区	廃校改修交流施設 1棟(交流体験施 設1式、宿泊滞在 施設1式)	交流体験施設 562.18㎡、宿泊滞 在施設296.29㎡	平成31年度	魚津市	45,504	22,752	50%	22,752	廃校を利用した片貝地域の魅力を体験できる移 住定住・地域間交流の拠点施設を整備すること で、活性化計画の目標である「交流人口の増 加」及び「滞在者数及び宿泊者数の増加」を図 ることができることから、本事業の実施が必要不 可欠である。	廃校を活用した地域間 交流を推進するため、農 林業等の地域資源を活か した体験の推進等により、 農山村の理解を深める交 流及び宿泊・滞在者数の 増加を図る。また、当該施 設は観光ルート上も位置 し、地域外住民が農林業 体験を実施するために必 要な施設であり、当該地 区への集客力の増加に寄 与し、農泊の取組効果を 高めるために必要な施設 であることから、地域住民 と意見交換し合意形成を 図っている。
農山漁村活性化施 設整備附帯事業	片貝地区	先進地視察、パン フレット、HP、PR動 画作成など		平成31年度～ 平成32年度	魚津市	2,200	2,200	上記交付金額 の10%	2,200		
合 計											

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
- ・事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。
- ・「農泊推進対策」で実施する場合には、備考の欄にどのように「農泊」と関連するかを明記すること。

(※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)をいう。

IV 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

【記入要領】

- ① 交付対象となる事業のうち、実施要領第6に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ② 連携する施策名には、実施要領第6に掲げる施策を記載すること。
- ③ 事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④ 地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤ 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項 目		記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	県名（コード）	「県名」、「県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する県名及び当該県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。 なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯及び奄美群島とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9	他の 施策との 連携	離島振興計画 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
10		輸出促進条件整備事業 輸出促進に資する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
11		耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
12		地域再生計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13		定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14		国土強靱化施策 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業である場合には、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

項 目		記 入 上 の 注 意
15	福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクトの取組は「2」、「農観連携プロジェクトの取組」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「ジオパークによる地域活性化の取組」は「6」を記入すること。
16	女性の能力の積極的な活用に向けた取組	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17	中山間地農業ルネッサンス事業	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
19	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領別表2の事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別等に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領別表2の事業メニュー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
20	要件類別等番号	実施しようとする実施要領別表3の事業メニューに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別等（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別等）を記入すること。
21	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」、「農産物包装機械：1台」棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」等
22	事業実施期間	事業メニューごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）平成28年度から平成30年度まで実施する場合は「H28～H30」と記載
23	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産有限公司、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
24	全体事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
25	交付対象事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
26	交付金額	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
27	交付額算定交付率	事業メニューごとに、実施要領別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
28	交付限度額	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
29	前年度まで	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
30	本年度	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度未進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
31	本年度までの累計	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
32	翌年度以降（予定）	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
33	備 考	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
34	①事業費計	「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
35	②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
36	③県附帯事務費	県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
37	総合計（①+②+③）	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。
38	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	とやまけんうおづし	ふりがな	かたかいちくかつせいかけいかく
計画主体名	富山県魚津市	活性化計画名	片貝地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	平成31年度～平成34年度 平成31年度～平成32年度	総事業費(交付金)	47,704千円(24,952千円)
活性化計画目標	交流人口の増加(336.7人) 滞在者及び宿泊者数の増加(87.6人)	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加(336.7人) 滞在者及び宿泊者数の増加(87.6人)

計画主体 確認の日付	平成31年2月6日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		廃校となった片貝小学校の利用によって滞在者数及び宿泊者数の増加を図ることを目的としており、基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		交流人口、滞在者数及び宿泊者数の増加を図るための施設整備であることから、交付対象事業の構成は妥当なものである。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		交流人口の増加を目標に廃校を利活用して交流施設に整備するものであり、整合性は確保されている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	—		該当なし。

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		第4次魚津市総合計画及び第10次基本計画において、多様な交流の促進として「体験・滞在型交流の推進」を挙げており、その他関連施策との連携、配慮、調和等も図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		活性化計画等の作成にあたっては、地域住民を代表する組織「片貝来られプロジェクト」との協議結果、合意を基礎としたものとなっている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		地域住民を代表する組織「片貝来られプロジェクト」の中には女性も含まれており、活性化計画等の内容を検討する協議にも参加している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		当計画については、庁内で産業建設部農林水産課及び商工観光課や教育委員会学校教育課と連携を図りつつ、地域との連絡調整を密にし、推進体制を確立している。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		交流人口の増加を目標に廃校を利活用して交流施設に整備するものであり、整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか			該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画期間は3年、事業実施期間は2年とし、整備後の3年間を目標達成のための取り組み期間とする。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—		該当なし。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		当施設については、事業費（45,504千円）の補助率1/2の交付額（22,752千円）としている。また、農山漁村活性化施設整備附帯事業については、計画全体に係る交付限度額の1割以内交付額（2,200千円）としており、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		当事業は地域の中心的役割を果たしていた小学校施設を活用したものであり、地域内の他の施設（キャンプ場等）とも連携可能な関係を有しているため、区域の設定は適切である。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新規に実施する事業であり、他の助成から切り替えて整備するものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		庁内の建築技師とも協議を進めている。工事監理業務は設計業者に委託を予定していることから検査体制は確保される見通しである。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—		該当なし。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○		耐用年数については、当施設（RC 造）の残存耐用年数は 31 年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき算出しており適切である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○		上記算定方法による投資効率は 1.1 であり、1.0 以上である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満た	○		当施設の事業実施主体は市であり、実施要領別表 3（要件類別

	しているか			ごとの要件等) に定める要件である中山間地域法指定となっていることから、満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		当施設の事業実施主体は魚津市であり、個人に対する交付ではない。以上より目的外使用のおそれもない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		当該地区への入込客数については、農林業・地域資源体験、交流イベント、研修会、宿泊施設等を見込み算出している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		当市では、魚津漁業協同組合が実施主体となり、漁業体験を活用とした農泊事業を実施している。その計画の中でも、海と山との連携を考慮し、片貝地区など中山間地域での体験事業を既に盛り込んで行っている。車で 20 分ほどの距離で、海と山の様々な体験ができるという特異な地形を生かし、今後、さらに片貝地区での体験や宿泊事業との連携が計画されており、利用者への相乗効果を推進していく。また、市内には金太郎温泉をはじめとした多くの旅館やホテルがあるが、当地区での宿泊事業は、一般の旅行者を対象としておらず、子どもや学生、体験事業の参加者などを想定しており、魚津市ホテル旅館組合とは一線を画し、その事について組合とも調整をしている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		季節に応じた交流プログラムを提供することで、通年の利用が可能な施設となるよう検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		当事業は地域の中心的役割を果たしていた小学校施設を活用したものであり、地域内の他の施設（片貝の守・キャンプ場等）とも連携可能な関係を有しているため、総合的な地域活性化が期待できる。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦	○		広報・宣伝計画については、農林業・地域資源体験、交流イベ

	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか			ント等での周知や、パンフレット、ホームページやSNSを利用した情報発信等計画を定めている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		地域住民を代表する組織「片貝来られプロジェクト」の中には女性も含まれており、活性化計画等の内容を検討する協議にも参加している。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		当施設の改修整備は、排煙窓の設置など建築基準法やバリアフリー法に規定されている改修のほか、保育園児も対象であったことから通常よりかなり低く設置されていた調理台のかさ上げや宿泊者のための入浴設備の整備など必要最低限のものを想定している。また、その積算にあたっては、市の建築技師が平成30年度に実施した近隣の廃校利活用で積算された根拠設計に基づき、同程度の内容で決められた面積内の積算をしていることから適当である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		当施設の改修内容は、建築基準法やバリアフリー法に規定されている改修のほか、調理台のかさ上げや入浴設備の整備など必要最低限とし、意匠や仕上げ材等に関しても簡素化を図っている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		該当なし。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		当施設は地域の中心的役割を果たしていた小学校施設を活用したものであり、集客の立地性から勘案して適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		市有地内に整備するため、用地は確保されている。

2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○		実施要領別表3に定める基準の地方公共団体であるため満たすとともに、その必要性について庁内定住対策担当課及び農林漁業担当課と検討を図っており、適正である。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)I-1の第2の4の(2)整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当なし。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	—		当施設は既存施設のため該当なし。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	—		当施設については、実施要領別表3に定める29万円/延床㎡以内より、 1,500㎡(既存施設)×290,000円×1/2=2,175,600,000円以内の交付額である45,504,000円である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		該当なし。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		該当なし。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし。

2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		当事業予算は、本年度魚津市議会（3月）に諮られる予定である。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		入札方式は、一般競争入札を予定している。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		当該施設は市直営施設であるため、魚津市公共施設再編方針に基づき、適正に管理運営を行っている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－		該当なし。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	－		該当なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	－		該当なし。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	－		該当なし。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。